

一 般 質 問

令和6年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3 番 関野 達夫	(1) 町民が求める町職員及び組織とは (2) 防犯に強いまちづくりに向けて
2	1 1 番 井上 泰弘	町道整備の進捗状況は
3	1 3 番 岸 光男	人口減少に対応したまちづくりは
4	9 番 加藤 久美	「こどもまんなか社会の実現」への取組は
5	5 番 相原 晃一	生涯現役で健康で暮らせる環境づくりを
6	7 番 多田 勲	女性がいきいきと活躍できるまちづくりは
7	8 番 石渡 正次	「みんなで支え合う福祉のまちづくり」とは
8	2 番 武井 一紀	町の風水害対策は
9	1 番 曾我 尚人	町の農地と里山を維持するために
10	1 0 番 尾尻 孝和	「中井町が消滅可能性自治体」との指摘に踊らされることなく、住民福祉の増進（ウェルビーイング）へ

1（1）町民が求める町職員及び組織とは 3番 関野 達夫

社会経済情勢の目まぐるしい変化や多種多様な新たな行政需要に迅速に対応し、行政サービスの水準を維持して、住民の福祉の向上を図ることが、地方公共団体である町に求められています。

町の人口は今後も少子化の影響と社会増が期待できない中で、人口減少が進んでいくと予想されています。そのため、長期的な視点で行政運営を行っていくことが重要となります。

将来において持続可能な町であるためには、より効率的かつ効果的に町政を推進することが、町職員にますます求められています。

そこで次の3点について伺います。

- 1 昨年度から実施された定年延長制度による職員配置やバランスのとれた年齢構成の考え方は。
- 2 様々な住民ニーズや地域課題に対応するための人材育成と人材確保策は。
- 3 消滅可能性自治体と見なされたことに対しての町の対応は。

【町長答】

まず1点目についてですが、定年延長制度では、行政現場における複雑高度化した課題に対応していくため、能力や意欲のある高齢期職員の活用が期待されるところであり、知識や技術、経験を次の世代に継承していくことが求められています。

こうした専門的な知見の世代間継承や計画的な人事配置・人材育成等が安定的に行われるよう、年齢構成の平準化が必要であり、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応した業務量の増減を見通し、中長期的な観点からの定員管理が必要であると認識しています。

2点目についてですが、本町では、平成17年に策定しました中井町職員人材育成基本方針に基づき、自己啓発に対する支援や職員研修制度の充実に努め、人事評価制度の導入等により、職員の人材育成を図っているところです。

しかし、既に策定から長期間が経過し、この間に、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン・価値観の多様化、デジタル社会の進展等により人事行政を取り巻く環境は大きく変化しました。また、今後は若年労働力の絶対量が不足する中で、複雑・多様化する行政課題に対応しなければならず、人材育成・確保の視点は以前にも増して高まっているといえます。

こうした変化を踏まえ、職員の資質のより一層の向上を図り、その有する可能性、能力を最大限引き出すよう、本年度において人材育成基本方針の改定に取り組むこととしております。

なお、本町では、特に専門人材の確保は急務ともなっており、そのためには、町の魅力の発信や多様な人材の採用等の検討を行うなど、人材確保の視点での検討も併せて行ってまいります。

3点目についてですが、今回の消滅可能性自治体の公表では、女性に対する就労環境整備の重要性を改めて認識しているところです。

現在、本町では、「中井町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で継続的に女性の活躍の推進を図っています。

そして、更に多様化していく住民ニーズに対応していくためにも、政策立案、決定にあたり、女性の視点を反映していくことが重要であり、女性職員の積極的な登用等も進めてまいります。

また、妊娠している職員や子どもを育てている職員が育児休業を取得しやすい環境は整いつつあるものの、育児休業中の代替え職員の確保、職員間の理解、協力等への環境づくりを推進し、併せて時間外勤務の縮減、適切な休暇取得など、ワークライフバランス実現への取組みなど、働きやすい職場環境の整備に引き続き務めてまいります。

中井町から、女性支援の取組みを、魅力ある職場づくりを積極的に進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

1（2）防犯に強いまちづくりに向けて 3番 関野 達夫

警察庁によると、全国で昨年1年間に確認された金属類の盗難件数は、前年より大きく増加しました。金属の価格高騰で急増する「金属盗」が、日本各地で社会インフラを破壊しています。

下水管の蓋から銅製ケーブルまで、ありとあらゆる金属製品が盗まれるようになっていきます。増え続ける金属の窃盗事件は、物価の高騰と密接に関連しており、町においても窃盗犯罪は増加しています。

町民が不安感を抱かないように、安全・安心なまちづくりを推進するため、町の考えを伺います。

- 1 町の防犯カメラ設置補助事業の創設は。
- 2 地域防犯力を高めるために、町が考えていることは。
- 3 安心して住みつけられる環境整備による魅力あるまちづくり推進の考えは。

【町長答】

町内の犯罪発生状況は昨年から、神社の銅板や太陽光発電所の銅線等の金属盗、事務所荒らしの侵入盗、車上狙い等が多発していて、年間全体では令和4年の42件から令和5年の54件と増加しております。

町民の安全・安心なまちづくりに向け地域防犯力の向上は、地域で暮らす人々がお互いに見守り、支えあう、見守り機能を活かし、地域の犯罪抑止力を高めることが大変重要な取り組みであると認識しております。

1点目についてですが、現在、町が設置している防犯カメラは、小中学校やなかいこども園の施設周辺など合計19基です。防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や捜査に役立つという点で、大きな役割を果たすものだとして認識しています。一方で、設置には個人のプライバシーを侵害することがないように十分配慮しなければなりません。設置場所や管理体制についてよく検討し、設置の目的や利用を明確にすることが必要です。

神奈川県では、市町村の他、自治会や町内会などの安全・安心なまちづくりを推進する団体が設置する防犯カメラについて、設置費用の補助事業を実施しています。事業内容を精査し、県が作成している「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」を参考にしながら、設置の有無やその運用方法について、今後調査研究をしていきたいと考えていますのでご理解いただきたいと思います。

2点目と3点目につきましては関連がありますので、まとめてお答えいたします。

現在、町では、子ども安全パトロール員による子どもの見守り活動や、防犯指導員による広報活動など、防犯団体等に協力をいただきながら安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。警察機関を含め、防犯関係団体と連携し、お互いに情報共有を行いながら防犯活動を行っていくことが重要であり、町民の防犯意識の向上につながっていくと考えています。

また、緊急を要する事案が発生した場合には、防災行政無線やSNSを活用した情報発信を行っており、今回の金属盗でも警察と即時に協議を行い、タイムリーで正確な情報提供により、注意喚起につながりました。

その他、自治会からの要望等による防犯灯の設置や、必要に応じて防犯啓発看板を設置しており、今後も安全・安心なまちづくりの推進に努めてまいりますのでご理解いただければと思います。

2 町道整備の進捗状況は 11番 井上 泰弘

道路網は基本的な町の骨格を形づくり、交通インフラは町の発展に不可欠であり、効果的な道路の整備は地域の発展に寄与しています。

また、私たちが普段何気なく使っている道路には、電気・ガス・水道・下水道、電話線など、私たちの生活に欠かせないライフライン等、様々な公共公益施設が収容されています。

さらには、道路は災害時にも重要な役割を果たし、人々の命を守るライフラインとして機能し、防災空間としての役割があります。

このように道路は、地域の発展、安全、快適な生活を支える重要な社会基盤であることから、町民の生活の基礎である道路の計画的な整備が必要です。

そこで、町道整備の進捗状況について伺います。

- 1 町道五分一幹線の整備は。
- 2 県整備の藤沢川と、町道藤沢小竹線・大畑線の進捗状況は。
- 3 町道下庭線の整備は。
- 4 町道神戸線と認定外道路の整備は。
- 5 町道丸窪線の状況は。

【町長答】

道路は、生活や産業・経済活動を支えるうえで重要な都市基盤であり、人や地域を相互につなぎ、人やモノの移動や輸送を支えまちの骨格を形成し、防災や社会インフラを含む公益施設を収容する空間機能など、町民生活に欠かすことが出来ないものと認識しております。

それではご質問に順次お答えします。

まず、1点目の町道五分一幹線ですが、主要な地域幹線道路として地域連携軸を形成する路線であり、整備により主要地方道秦野二宮と町道藤沢小竹線を結ぶ町の南側の横軸として、未改良区間の整備に向けて準備を進めております。これまでに基本設計と用地の把握や境界確認のため、沿線で地籍調査を実施いたしました。今年度以降にこの基本設計に対する地域の意見を伺い、計画の精度を上げて、測量や用地など整備に必要な手続きを進めてまいります。

2点目の藤沢川と藤沢小竹線・大畑線ですが、令和4年度に神奈川県による藤沢川の予備設計が実施され、併せて町による関連路線の予備設計を実施しました。昨年度は地域に対して道路整備等についての意見を伺う町独自の説明会を開催したところです。神奈川県では、現在中村川と藤沢川の整備計画の前段である中村川流域の基本方針立案のための環境調査を進めており、道路詳細設計に影響する藤沢川整備計画にはまだ着手されておられません。町では藤沢川整備計画の早期策定をお願いすると共に、直接河川に影響のない部分の道路整備を先行すべく、道路詳細設計と路線測量等を実施し、来年度以降の工事を計画しております。

3点目の町道下庭線は、令和4年度から拡幅工事を開始しており、今年度も引き続き工事を実施してまいります。この路線には、中村川の旧河川敷が混在しているため、管理者である神奈川県からこの部分の工事許可を得るためには、この敷地を明確にする必要もあり、今年度沿線の地籍調査を実施いたします。

4点目の町道神戸線と関連する認定外道路は、令和4年度に境界が確認でき、道路の計画幅を現地に杭を設置し提示いたしましたので、今年度は計画への承諾取得と用地交渉を進めてまいります。付随する認定外道路もこの神戸線と併せて整備する事で、近隣の皆さんの生活の利便性が向上すると考えております。

5点目の町道丸窪線ですが、市街化区域を通過する町道であり、境界等含め様々な課題があり整備着手に至らなかったものです。用地や境界確認を進めるべく今年度から地籍調査の実施に取り組んでまいります。

いずれの路線も町民生活には欠かせない道路であり、整備の推進並びに実現に向け取り組んでまいります。

3 人口減少に対応したまちづくりは 13番 岸 光男

民間組織である「人口戦略会議」は4月、将来的に消滅する可能性がある自治体744市町村を発表しました。2020年から50年までに20代から30代の女性が半数以下になることが根拠となっています。この中で、消滅可能性自治体に中井町が分類されたことは危機感を持って受け止めなければなりません。

「日本創生会議」が全国1,700余の地方自治体のうち896の市町村が消滅する可能性がある」と指摘してから10年、多くの自治体が地域の特性を生かし課題克服のために政策を推進してきましたが、結果として目立った政策効果が上がっていなかったことが露呈されました。

人口減少は社会のあらゆる分野に多大な影響を及ぼし、克服には長い時間が必要です。中井町は小さな自治体ではありますが、比較的財政が豊かなことから持続可能であることを願って以下の質問をします。

- 1 今回の報道をどのように受け止められたか。
- 2 中央公園の魅力をさらにアップし、交流人口・関係人口を増やす考えは。
- 3 「比奈窪56プラン」とはどのような構想か。2、学校防災について、町の対策と考えは。

【町長答】

1点目につきましては、本年4月24日に有識者等で構成される「人口戦略会議」が、人口推計に基づいた全国自治体の持続可能性について分析した、「消滅可能性自治体」に中井町が位置付けられたところであります。

今回の発表された数値につきましては、令和2年の国勢調査に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」における、2020年から2050年までの30年間で20歳から39歳の若年女性人口の減少率が50%を超える自治体を将来的に消滅する可能性がある」と定義づけしております。

私としては、今回の発表を重く受け止めてはおりますが、令和6年5月の当町の人口が社人研の令和5年推計値を若干上回っていること、また、町の人口ビジョンの目標値と同等の人口を推移していることなどからも、町民の皆様が不安を抱かないよう、情報共有していきたいと考えております。

2点目につきまして、中井中央公園は野球場、多目的広場、パークゴルフ場などのスポーツの拠点として、また、ローラー滑り台、遊びの広場及び水辺の広場からなる子育て世代の家族が集う拠点として、里都まちカフェ、里都まちキッチン及び里やま直売所等からなる里都まち交流拠点など、多機能な面を持っており、年間を通して多くの方にご利用いただいております。

また、近年には多目的広場の芝生化やコンビネーション遊具の更新などの、魅力の向上に努めております。その成果もあり、昨年の中井中央公園の利用者は16万人を超え、前年対比で約2万5千人増加しております。

中井中央公園は平成10年に供用開始しており、本年で26年目となり施設の老朽化対策も必要となってきております。今後も、利用者の方が安心してご利用いただけるよう、適正な施設管理を行うとともに、老朽化に伴う施設更新に合わせながら、機能強化を図るなど、更なる魅力の向上に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解ください。

3点目の「比奈窪56プラン」につきましては、令和6年度の施政方針でも述べさせていただきますが、本庁舎のある比奈窪56番地のグランドデザインを描きながら、役場周辺の価値向上へとつなげていきたいというものです。

本年度より取り組む生涯学習施設の建設のみならず、本庁舎、保健福祉センター、新たな生涯学習施設の連携はもとより、役場庁舎のバックヤード機能を整理すると同時に、中長期的な視野のもと、交流機能等も含め、町民の方が心地よく感じる空間を提供することにより、町民の方が「行きたくなる、居たくなる、そして町に帰りたいくなる」役場周辺拠点のランドマーク化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解ください。

4 「こどもまんなか社会の実現」への取組は 9番 加藤 久美

日本は1994年に子どもの権利条約を批准しましたが、国内法の整備が行われなかったため、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律はこれまで存在しませんでした。その結果が現在の少子化、人口減少につながっているとも考えられ、全ての子どもや若者が、将来にわたって幸せに暮らせる社会を実現しようと、令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され「こども基本法」が施行されました。

同法では、地方公共団体が子どもの状況に応じた政策を策定、実施する責務があるとし、計画を作成するよう示しています。実施する権限は市区町村にあります。努力義務であっても子どもの権利保障をするために実効性のある政策を立案し、条例策定などを行うことは町の将来のためにも大変重要です。全ての子どもが憲法、こども基本法及び子どもの権利条約にのっとり、等しく健やかに成長することを保障されることは、個人の人生だけではなく、社会全体にも影響が及ぶからです。

こども基本法が施行され1年が経過しましたが、子どもの意見や権利を保障するため、町の総合計画、子ども・子育て支援事業計画にどう反映させるのか。また、他団体でも次々と進めている子どもの権利条例制定などを計画する考えがあるのか伺います。

【町長答】

こどもの幸せや人権につきましては、憲法や児童憲章、児童福祉法などにうたわれており、町においては、こどもの権利を尊重する環境整備が大切であると認識しております。

本町では、こどもの権利を保障するため、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、生涯学習基本計画や教育大綱などの中で、こどもの人権尊重や子育て支援策などを盛り込み、こどもの視点に立った施策を展開してきたところであり、教育・保育環境の充実、いじめ・児童虐待防止、教育相談体制の整備など、こどもの幸せや権利を保障するための取組を進めているところであります。

また、現在改定作業を進めております中井町第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、従来から実施していた保護者へのニーズ調査に加え、中高生へのアンケート調査を実施し、こどもの現状把握と意見聴取に努めているほか、パブリックコメントの実施も予定しているところです。

なお、児童福祉法の改正により示されたこども家庭センターの設置は、母子保健と児童福祉の両部門の連携を深め、妊娠期、乳幼児期から就学期にわたる切れ目のない支援体制の強化を図るものであり、中井町子育て世代包括支援センター（里都まちなかいネウボラ）と中井町子ども家庭総合支援拠点を一体的に運用し、こどもの支援に関わる関係機関の連携の強化を図るべく、令和6年度中の設置に向け、指揮命令系統の確立やサポートプランの作成などについて、現在、検討を進めております。

昨年4月に施行されたこども基本法には、こども施策の基本理念のほか、地方公共団体や国民の責務などが示されており、町では、法に定めるところにより、着実にこども施策を推進すべきであるとの考え方から、独自に子どもの権利条例を制定する予定はございません。

町といたしましては、今後とも引き続き、こどもの意見を尊重しながら、全てのこどもが将来への希望を持って、自分らしく、ありのまま、伸び伸びと健やかに育っていける環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

5 生涯現役で健康で暮らせる環境づくりを 5番 相原 晃一

日本人の死因の第1位を占めるがん対策は、我が国にとって大きな課題で、2人に1人は生涯のうちに1度はがんにかかるといわれています。がんの罹患者数と死亡者数は、高齢化を主な要因として、ともに増加し続けています。医療技術が進み、早めに対処すれば治る場合も多く、がんは死に至る病ではなくなってきました。正しい知識を身に付け、予防することでがんを遠ざけることや、1年に1度は検診を受け、自身の体の状態を把握しておくことが大切です。

がん検診、がん罹患者等への対応と学校におけるがん教育への取組について伺います。

- 1 がん検診等の事業を推進していくための町の役割と支援は。
- 2 生活習慣の改善によるがん予防への実践的取組は。
- 3 がん罹患者に寄り添う支援体制や公共施設における環境整備は。
- 4 がんや、がん罹患者に対する理解を深める教育は十分か。

【町長答】

がんは昭和 56 年から我が国において死亡原因の第1位となっており、依然として国民の生命と健康にとって重要な問題となっています。

平成 18 年にがん対策基本法が成立し、この法律に基づき令和5年3月に閣議決定された第4期がん対策推進基本計画では、国、地方公共団体の連携のもと、「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」の3つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図るとされているところです。

1点目につきましては、国のがん対策推進基本計画に健康増進法に基づく市町村のがん検診が位置付けられており、がん検診の受診率を向上させ、検診によるがんの早期発見・早期治療を促すことで、がんの罹患者率・がんの死亡率を減少させることが町の役割であると認識しております。

また、町の支援につきましては、70歳以上の方などの検診費用を無料とするなど検診費用の公費負担を行っております。

2点目につきましては、生活習慣を改善することは、がん予防も含め、様々な生活習慣病の予防につながるものと考えております。

妊娠届出、各乳幼児健診時に喫煙と受動喫煙による健康被害についてのチラシの配布や卒煙相談の実施、特定健診の結果に基づく食事等の指導実施、各種運動教室や気軽に行えるウォーキングや体操を活用した運動・身体活動の促進等を引き続き実施してまいります。

3点目につきましては、必要に応じて、県内の拠点病院等に設置されている、がん相談支援センターや県作成のがんサポートハンドブックのご案内のほか、介護や障がいの支援が必要な方にはサービスにつなげる支援体制をとっています。また、町の公共施設においては、オストメイト対応型トイレの設置や男性用トイレへのサニタリーボックスの設置など環境整備に努めております。

4点目につきましては、学校教育における「がん教育」については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に合わせ、命の尊さを実感できる内容となっています。

小学校の第6学年においては、保健の授業で生活習慣病とがんの関係について学習し、中学校の第2学年においては、それに加えて科学的根拠に基づいて、がんの予防や検診の重要性について学んでいます。

6 女性がいいききと活躍できるまちづくりは 7番 多田 勲

女性活躍社会の実現は、経済的成長、社会的安定、文化の多様性の促進、個人の成長と満足感の向上など、多岐にわたる効果をもたらします。

また、若年女性の都市部への流出等の人口減少問題に対する有効な対策の一つとされています。地域での雇用機会の創出、育児支援の充実、教育機会の向上、生活環境の整備、そして意識改革と男女平等の推進を通じて、女性が地域でも活躍しやすい環境を整えることが重要です。これにより、若年女性が地域にとどまり、地域社会の活性化と持続可能な発展に寄与することが期待されます。

町の女性活躍を推進する具体的な取組について伺います。

- 1 若年女性（20歳～39歳）人口が減り続けている要因の分析と対策は。
- 2 男女共同参画プランで女性が活躍できる場の創出を目指しているが進捗状況と課題は。
- 3 女性が安心して住むために、働く場の確保と子育て環境を更に充実させる考えは。

【町長答】

女性が輝く社会を目指して女性活躍推進法が平成28年に成立し、女性が安心して働ける環境を整えられる取り組みが行われています。ライフスタイルや世帯構成の変化、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定など社会情勢の変化に対応するため、平成17年3月に「中井町男女共同参画プラン」を策定し、平成30年に改訂、現在このプランに基づき男女共同参画社会の実現のために取り組んでいるところです。

1点目の若年女性人口の減少の要因につきましては、当町においては進学・就職に伴った若年層の転出や結婚を契機とする転出が主なものであると認識しております。

若年層人口減少の対策としまして、保育料・給食費助成事業や小児医療費助成による、子育て世代の経済的負担軽減や、移住・定住推進事業補助金によるUターンの促進、また、「里都まちなかいネウボラ」の設置による、子育てに関する切れ目ない支援を行い、子育てに関する不安解消を図ることにより若年人口減少の抑制を図ってきたところであります。

また、町のシティプロモーション戦略指針において、30代から40代の子育て世代をメインターゲットに設定し、様々な媒体を利用し町内外に町の魅力を発信するなど、町外へは認知度向上からの転入促進を、また、町内へは当町への愛着の醸成からの転出抑制を図っているところであります。

2点目につきましては、プランの推進体制については、町民と行政が協働で、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、町民からなる男女共同参画推進懇話会を設置し、年2回の情報誌「ひだまり」の発行や、9月の中井町男女共同推進月間に、講演会を開催するなど町民一人ひとりの理解が深まるように努めております。

全国的には、職場や地域活動等の様々な分野において、多くの女性が活躍しておりますが、本町においては、審議会委員や各種委員には女性参画が増えているものの、自治会役員としては依然少ない状況が続いており、関係団体への働きかけや公募制の拡大など、女性が参画しやすい環境整備と人材育成に引き続き取り組んでいきます。

3点目については、女性の働く場の確保は、本町にとっての大きな課題の一つだと認識しております。

都市部への若年層の転入超過は、女性の働き方に配慮した職場などが都心に集中していることが、その要因の一つであると言われております。

人口減少が進む中、ジェンダーにかかわらず自分が望むキャリアや家族形成が可能な働き場があることで定住に結びついていくと考えられますので、引き続き企業誘致を推進し新たな雇用創出を図るとともに、「里都まちなかいネウボラ」の機能を強化した、「こども家庭センター」の設置を進めるなど更なる子育て環境の充実や、保育サービスの提供にも努めてまいります。引き続き、すべての女性が、あらゆる分野で活躍できるよう、女性の活躍を支える環境整備を図るとともに、男性にとっても仕事を家庭が両立できる社会の実現を図ってまいりますのでご理解ください。

7 「みんなで支え合う福祉のまちづくり」とは 8番 石渡 正次

「少子高齢化」という言葉が使われるようになって久しいのですが、国や地方自治体では、何とかこの状況から抜け出そうと様々な施策を行っています。

「少子高齢化」というと、「少子化」ばかりが注視されがちですが、「少子化」に対する施策と「高齢化」に対する施策はバランスよく進められることが大切です。一方が軽視されるようなことになれば、一人ひとりが大切にされ、幸せを感じながら生活できる暮らしの実現からは程遠い社会に陥ってしまいます。

子どもたちを大切に作る町は、高齢者が大切にされる町であると言われることがあります。子育て世代に充実した支援を行っている中井町では「みんなで支え合う福祉のまちづくり」をどのように捉え、どのように具現化していこうとしているのか、質問をします。

- 1 地域支援事業を行う際、地域の実情を把握することが大切ですが、実情を掴むためにどのような施策を行っているのか。
- 2 地域支援事業の一つ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための施策は。
- 3 地域生活支援事業の一つ、障がいのある人が自分なりに自立した生活をするための施策は。

【町長答】

少子高齢化や核家族化が進む中、個人の価値観や生活形態の多様化などから家庭や地域での助け合い、支え合いという住民相互のつながりが希薄化し、社会から孤立しがちな人々の増加など、地域での暮らしに変化が起きてきたことから、支援を必要とする方を早期に発見し複雑な生活課題をいかに解決していくかなど、多様化する福祉施策に対するニーズに対応するため、町では、子どもも、高齢者も、障がいのある方も誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域福祉計画を策定し、町民、事業者、社会福祉協議会などと協働で地域ぐるみの福祉を実現するために各種施策に取り組んでいるところです。

1点目、2点目につきましては、関連がありますので一括してお答えします。

高齢者の生活や地域の実情把握のため、町では、地域包括支援センターと共同で高齢者実態調査訪問事業の実施、専門職間での情報共有として地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業の展開等、多様な視点で地域の高齢者の実情把握に努めており、認知症や独居による課題等、個人に対する支援はもとより、地域全般が抱える高齢者の課題解決・政策形成を図っています。

地域で生活する高齢者が住み慣れた地域で生活するための課題解決が求められている中、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムを構築するため、生活支援や介護予防事業をはじめ、高齢者見守りネットワーク、認知症総合支援事業等を展開し、高齢者が末永く中井町で生活続けることができるよう、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

3点目につきましては、障害者総合支援法に基づき自立支援給付と地域生活支援事業の2本柱のもとに相談支援事業、就労支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業など、障がいのある方も本人の状況に応じ、地域で自立した生活を送るためのサービスが提供されています。

また、地域で生活する重度障がい者などの社会活動の参加を促進するとともに日常生活の利便を図るため、自動車燃料費助成事業やタクシー券助成事業など町単独での事業も実施しており、中井町第4次障がい者計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で、お互いを認め合い、自立・安心して暮らせるまち」の実現を目指して、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

8 町の風水害対策は 2番 武井 一紀

本年も6月となり、日本列島は梅雨前線が停滞し始めます。近年では、線状降水帯の発生により大雨が長時間にわたり降り続く日も増えています。

また、7月から10月は大型台風が接近・上陸して風水害が多く発生する季節となります。

町内では、これまで大きな被害はありませんでしたが、近年の異常気象と気候変動を考えますと決して油断はできません。町内には西部に本流の中村川とその支流、東部では葛川が町を縦断しており、時に危険な水位となります。また、民家付近にも急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域は至る所に指定されております。町民の生命、財産を守るためには、風水害が起こる可能性が高い危険箇所は改善する必要がある、命を守る的確な避難行動も必要とされます。

そこで次の4点について伺います。

- 1 河川及び河川橋梁の安全性は。
- 2 土砂災害警戒区域の擁壁工事の促進及び民有地での土砂崩れの復旧は。
- 3 民家付近の急傾斜地での危険木伐採は。
- 4 風水害における避難行動は。

【町長答】

風水害の発生時期・場所等は、予知が難しい地震と異なり、気象情報等の活用により接近時期や規模を事前にある程度予測することができます。日頃から自宅や学校・職場等の生活環境にどのような災害リスクがあるか、「土砂災害・洪水ハザードマップ」等で確認し、いざ大雨や台風等が迫ってきた場合は、早めに避難行動がとれるように準備体制の確保が必要です。

それでは順次ご質問にお答えします。

1 点目についてですが、河川は急激な豪雨や大量の流木が橋梁部分に堆積することで氾濫することがあります。また、増水した河川水が橋台周辺を洗掘し崩落を起こしたり、流木が衝突するなどにより橋梁が被害を受けることがあります。

町内の2級河川を管理する神奈川県と、普通河川を管理する町では、河川の整備や河川断面の確保のため、河床整理などの維持管理に努め、住民の安全確保に取り組んでおります。また、橋梁の管理では、定期的な橋梁点検と点検結果を踏まえた必要な補修を実施するなど、各々が安全確保に努めているところです。

2点目3点目は関連いたしますので合わせてお答えします。

ご質問の擁壁工事に関しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」急傾斜地法に基づき実施されているハード事業です。傾斜地の保全や崩壊防止は、崖上や崖下に居住する方自らが確保するのが基本ですが、防災工事にはかなりの経済負担を伴うため、一定の基準を満たす場合に急傾斜地崩壊危険区域を指定して、県が急傾斜地崩壊防止工事を行うことが可能となっております。町内ではこれまでに田中地区ほか6地区で実施され、令和6年度からは比奈窪C地区で工事が開始される予定です。

また、土砂崩れにより道路の通行に支障がある場合は、これまでも土砂等の除去により通行路を確保するいわゆる啓開作業を実施してきておりますが、民有地での土砂崩れの復旧や、同じく民家付近の危険な立木の伐採も同様に、地権者自らで対応していただくものと法的見解が示されております。

一方で、土砂災害警戒区域については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限、建築物の構造規制、避難に資する情報を提供すること等により対策の推進を図るソフト事業です。ご自分がどのような区域に住んでいるのかを認識していただき、日頃から災害に備えていただくため、「土砂災害・洪水ハザードマップ」を配布し啓発に努めているところです。

4点目については、現在、避難の基準は横浜気象台からの大雨又は洪水警報発令があり、これに連動する避難の判断基準については、1～5段階に設定されており、レベル3で「高齢者等避難」(赤)、レベル4で「避難指示」(紫)、最も高いレベル5は「緊急安全確保」(黒)とされています。

本町においては、「土砂災害・洪水ハザードマップ」において、浸水想定区域を表示し、対象となる地域を示すとともに、避難所として、中村小学校、中井中学校、井ノ口小学校、境コミュニティセンターの4か所を指定しています。

特に、いざという時に、避難行動がスムーズにできるようになるため、シェイクアウト訓練から総合防災訓練まで訓練体系を見直し、参加を促すとともに、マイタイムラインを活用した研修等により、地域及び個人の防災意識向上を図ってまいります。また町民防災モニター制度の活用により、多様な背景を持つ町民参画による防災対策の充実を図ってまいります。

9 町の農地と里山を維持するために 1番 曾我 尚人

農業従事者の減少や高齢化に伴い耕作放棄地が増えてきました。

イノシシ等の獣害も年々増え、昨今の資材費の高騰もあり農業を行うこと、農地を維持することが年々厳しくなっています。

また農家が減ってしまうことによりインフラの維持や防災、防犯など農家が潜在的に担っていたことが今までどおりできなくなるなど、そのリスクは無視できないものになってくると考えます。

当然町としても問題として捉えていて昨年度、今年度の人・農地プラン改定委託料や今年度から新たに竹害対策事業の予算も組まれています。

今後も町の農地を維持するためには畑が荒れてしまう前に対策を行うことが肝要かと考えます。そこで3点伺います。

- 1 中井町の農地や農業従事者の現況を町としてどう捉えているか。
- 2 人・農地プラン、竹害対策の進捗状況は。
- 3 農地と里山を維持するため新しく考えていることはあるか。

【町長答】

議員ご指摘の通り、農業者の高齢化や、後継者の農業離れによる担い手不足などを要因とした、耕作放棄地の増加は、全国的に大きな問題となっております。またロシア・ウクライナ問題などの影響により、肥料や原材料の高騰及び有害鳥獣被害等、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であると認識しております。

1点目のご質問ですが、町内の農地や農業従事者の状況は、農業センサスの報告からわかるとおり、農業の経営体及び面積は減少傾向にあり、耕作放棄地は年々、増加していくと見込まれます。本町においても、これら状況の把握に努め、高齢化に伴う後継者不足などの、解消に向けた対策を講じていかなければ、農地を農地として維持していくことは、ますます厳しくなると認識しています。

2点目、3点目のご質問については、関連がございますので一括してお答えします。これまで農地を維持するため、人・農地プランを作成し実行してきました。しかし、農業従事者の高齢化や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、人・農地プランを法定化し、人・農地プランを改め「地域計画」として、市町村が今年度中に策定することとなっています。

地域計画は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、地域での話し合いの場を設け、農地の出し手、受け手の意向を踏まえた目標地図を作成することになります。

昨年度は農業者の皆様にアンケート調査を実施させていただきましたので、この結果を踏まえ、今年度、地域での協議の場を設定しながら、計画を策定していくこととしています。

また里山の維持に関しては、中井町の農林環境を見ますと、耕作放棄地以外にも森林の管理状況が問題だと認識しています。しかし、全ての森林に対し早急に管理体制を整えるのは難しく、まずは竹害対策に取り組むことにいたしました。今年度は、町内の竹林の状況を把握するための基礎的な調査や、竹林に関する講演会、伐採講習会などを開催し、皆様に竹林に関する問題を認識していただくとともに、管理していただく方、担い手の方の発掘に努めてまいります。

10 「中井町が消滅可能性自治体」との指摘に踊らされることなく、住民福祉の増進（ウェルビーイング）へ 10番 尾尻 孝和

「人口戦略会議」が4月24日に公表した報告書では、若年女性の減少を理由に、中井町が「最終的に消滅する可能性がある自治体」に新たに該当したとされました。

その指摘に踊らされることなく、住民福祉の増進（ウェルビーイング）をどのように推進していくのか伺います。

- 1 「人口戦略会議」の今回の報告書はどのような意図をもって発表されたと認識されているか。
- 2 「人口戦略会議」とはどのような組織で、2014年5月に「消滅可能性都市」リストを公表した「日本創生会議」とその後の取組との関連をどのように認識されているか。
- 3 「人口戦略会議」は昨年7月に発足し、今年1月には2100年の人口を8,000万人で安定させるべきだとする提言を発表している。提言で述べられている人口減少・少子化の進行の要因と対策について、どのように判断されるか。
- 4 中井町で人口減少が続いているが、これからも住民福祉の増進（ウェルビーイング）は十分可能では。
- 5 中井町独自の人口減少緩和対策は。

【町長答】

1点目から3点目までは、関連しているため一括で回答させていただきます。
尾尻議員のご指摘のとおり、本年4月24日に企業経営者や大学教授ら民間の有識者で構成される「人口戦略会議」が、人口推計に基づいた全国自治体の持続可能性について分析した、「消滅可能性自治体」に中井町が位置付けられたことは承知しております。

「人口戦略会議」につきましては、当該会議が少子化に対する基本認識を共有する有志が個人の立場で自主的に集い公表していると発言しており、町としましては当該会議が発言しているとおりの任意組織であると認識しております。

今回の「人口戦略会議」の発表につきましては、2003年の「少子化社会対策基本法」の制定、2004年、2010年、2015年に「少子化対策大綱」を閣議決定、2014年には「まち・ひと・しごと創生本部の設置」及び「まち・ひと・しごと創生法の施行」、また、2023年4月には「子ども家庭庁の発足」など、国において様々な少子化対策を実施してきましたが、2022年の合計特殊出生率は1.26と過去最低となるなど、少子化の基調は全く変わっていないという状況から、国民全体で人口減少に対する危機感の共有及び、行政への人口減少対策を促すことを目的にしていると捉えております。

「人口戦略会議」が2024年1月に発表している「人口ビジョン2100」では、「若者や女性が希望を持てる環境づくり」や「若年世代の結婚や子どもを持つ意欲の低下」「子どもを持つことがリスク、負担」を主な課題とし、若者、特に女性を最重視し、若年世代の所得向上や結婚支援、子育て支援などを掲げております。これらは、現在、当町でも進めている結婚支援や子育て支援などと同様の方向性であると認識しております。

続いて、4点目及び5点目につきましても、関連しているため一括で回答させていただきます。議員ご指摘のとおり、当町も人口減少が続いておりますが、国立社会保障・人口問題研究所が

令和5年12月に発表している中井町の2025年の推計人口が8,816人、また令和3年に改定した中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでの同年の町の目標値を8,853人としております。

これらの数値に対し、2024年5月1日の当町の人口は8,928人となっており、社人研の推計を若干数上回り、概ね町の目標どおりの人口を推移しています。

これは、これまで行ってきた町の各種施策が一定の効果を示したものであると考えており、引き続き子育て支援、結婚支援、移住定住支援等の人口対策施策を推進してまいりたいと考えております。

また、本年度より着手する第七次中井町総合計画基本構想及び前期基本計画において、町民の幸福であるウェルビーイングの向上を視点として策定してまいりたいと考えております。

「近き者説き遠き者来る」住民が幸福、ウェルビーイングの向上を感じて住み続けることで、住みやすい町だという評判が広まり、自然と遠くからも移住者がやって来る好循環が生まれることが人口流出に歯止めをかけ、移住・定住につながっていくと考えており、暮らす人の幸福を第一に考えるまちづくりを展開してまいりますのでご理解賜りたいと存じます。